

知財法務の勘所Q & A（第21回）

いわゆる二段併記商標について



アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士・弁理士 岩瀬 吉和

日本語には、平仮名、片仮名、漢字があり、この他、比較的日常的に欧文字(アルファベット)も使用されており、これらを組み合わせて商標を取得、使用する例は数多くあります。本稿では、これらのうち二種類を組み合わせて二段併記した商標について、近時の裁判例を含め、検討します。

Q1 二段併記商標を取得するメリットは何ですか？

A1 商標を二段併記することにより、一段表記のみの商標を出願した場合に比べ、商標出願が拒絶されるリスクが減り、商標登録を採り易くなるというメリットがあります。また、漢字またはローマ字からなる標章に振り仮名を振ることによって読み方を定着させるという狙いに基づき出願、取得されることもあります。

Q2 二段併記商標を取得するデメリットは何ですか？

A2 二段併記商標を構成する一段表記の商標を使用するのみで、二段併記商標そのものを使用していない場合、不使用を理由に商標の登録が取り消される(商標法50条1項)ことがあります。

Q3 二段併記商標の具体例としては、どのようなものがありますか？

A3 漢字からなる商標とその振り仮名、欧文字からなる商標とそのカタカナ表記等が典型的に見られます。